

浅口市地域福祉計画策定業務委託（改訂）公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

国や岡山県の動向、浅口市の状況等を的確に把握し、浅口市が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定めるため、浅口市地域福祉計画を策定する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 浅口市地域福祉計画策定業務委託（改訂）
- (2) 履行場所 浅口市 全域
- (3) 業務内容 別紙「浅口市地域福祉計画策定業務委託（改訂）仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 予算限度額 5,740,000円（税込）

3. 選定方式

選定方式は、本要領に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受注者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で選定する。

4. 事業スケジュール、事務手順

- (1) 公告 令和6年5月17日（金）
- (2) 質問書受付期間 令和6年5月17日（金）から令和6年5月30日（木）
午後5時まで（持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (3) 質問書回答期限 令和6年6月5日（水）午後5時まで
- (4) 企画提案書等提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時まで
- (5) 審査（プレゼンテーション）
令和6年6月21日（金）予定
- (6) 審査結果通知 令和6年6月下旬ごろ予定
- (7) 契約締結 令和6年7月上旬ごろ予定

5. 担当課

所在地：〒719-0243

岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-26

課名：浅口市役所健康福祉部社会福祉課

TEL：0865-44-7007

FAX：0865-44-7110

E-Mail : shakaifukushi@city.asakuchi.okayama.jp

6. 参加要件

本プロポーザルに参加できるものは、公募の公告日から企画提案書等提出までの間、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- イ 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 令和6年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有すること。
- キ 本社、本店、支店又は営業所等（カの事業所に限らない。）において、過去10年以内（平成26～令和5年度）に国の機関又は地方公共団体が発注する「社会福祉法」に基づく地域福祉計画の策定（改訂業務を含む）を元請として業務完了した実績を有すること。

7. 参加手続き等

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 上記「5. 担当課」に同じ。
- (3) 提出方法 持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送（提出期限までに必着とし、配達完了が確認できる書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 企画提案書（様式第2号）
- ③ 提案者概要書（様式第3号）
- ④ 業務実績調書（様式第4号）
- ⑤ 実施体制調書（様式第5号）
- ⑥ 提案内容書（様式第6号）

ア 「実施方針」

本業務全体について、目的及び趣旨、業務に対する基本的な考え方などを提案すること。

イ 「地域福祉計画にかかる地域データ及び資料の整理分析について」

地域福祉計画に係る地域データ及び資料の整理分析について、具体的な手法等提案する

こと。

ウ 「住民アンケートの調査・分析について」

住民アンケートの調査・分析について、具体的な手法等を提案すること。

エ 「関係団体等に対する調査について」

ボランティア団体など、地域福祉に関連する団体に対し、意見等を聴取する具体的な手法等を提案すること。

オ 「ワークショップについて」

地域住民との協働体制をともに考えるワークショップについて、具体的な手法等を提案すること。

⑦ 業務工程表（様式第7号）

⑧ 見積書（任意様式）

上記⑥提案内容書（様式第6号）で提案した事項に関する見積書を作成すること。また、見積書の内訳書を添付すること。

見積金額は、「2. 業務の概要（5）予算限度額」に規定する予算限度額を上回らないこと。

⑨ 契約書の写し

上記④業務実績調書（様式第4号）で記載した過去10年以内（平成26～令和5年度）に国の機関又は地方公共団体が発注する「社会福祉法」に基づく地域福祉計画の策定（改定業務を含む）を元請として業務完了した実績に係る契約書の写しを全て付すこと。

(5) 提出部数

上記7(4) ①参加表明書（様式第1号）を表紙とし、②企画提案書（様式第2号）から⑨契約書の写しまでを提出種類ごとにインデックスをつけ、簡易製本し、正本1部、副本8部（正本の写し）を提出すること。ただし、副本については⑨契約書の写しは添付不要とする。

なお、企画提案にかかる説明書類はA4、上限50ページまでとする。

(6) 参加の辞退

参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

8. 質問の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本要領及び業務仕様書の内容に質問や質疑がある場合は、質問書（様式第8号）により、令和6年5月30日（木）午後5時までに、「5. 担当課」へ事前に連絡の上、電子メールまたはFAXにて提出すること。

なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課が判断する事項についての質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の回答

提出された質問内容及び回答については、令和6年6月5日（水）午後5時までに本市ホームページにて掲載する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申し立ては、一切受け付

けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9. 審査

(1) 審査方法

審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により行うものとする。

① 審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

プレゼンテーションの日時及び場所等については、別途書面にて通知する。

プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。

プレゼンテーションの時間は、40分以内（準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分）とする。

プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は提案者にて準備すること。（プロジェクター及びスクリーンは担当課が用意する。）

プレゼンテーションは提案書に記載した内容に限るものとする。

(2) 選定方法

① 提案書の内容の選定にあたっては市職員で組織する審査委員会にて行う。

② 企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの結果を基に審査委員会において評価を行い合計得点が最上位の者かつ標準点数（60点）以上の事業者を優先交渉する事業者として選定する。

③ 選定結果については、選定された者にはその旨を、選定されなかった者にはその旨を「結果通知書」により通知する。

④ 最高得点者が2提案者以上になった場合は、見積価格が低い者を選定し、それも同額の場合は、くじ引きで選定する。

⑤ 参加者が1提案者のみの場合も審査を行い、標準点数（60点）以上であれば、その1提案者を候補者とする。

(3) 留意事項

① 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。（市から指示があった場合を除く）

② 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者側の負担とする。

③ 提出された企画提案書等は、返却しない。

④ 選考の過程については非公開とし、選考結果の疑義・質問についても受け付けないものとする。

10. 評価基準

評価基準については別紙1のとおりとする。

11. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- (2) 指定する作成様式に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 虚偽または不正の内容が記載されている場合
- (6) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (7) 本事業の仕様書の内容を満たしていない場合
- (8) 見積金額が、「2. 業務の概要 (5) 予算限度額」に規定する予算限度額を超える場合

12. 失格条件

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加資格又は候補者の決定を取り消すこととする。

- (1) 企画提案書等提出から契約締結日までの期間に、「6. 参加要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等提出から契約締結日までの期間に、不正行為が認められた場合
- (3) その他、審査委員会が不適格と認めた場合

13. 契約手続

審査の結果、最優秀提案者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む）を行う。

なお、最優秀提案者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点提案者と当該業務委託について交渉を行う。

14. 書類の入手方法

浅口市ホームページからダウンロードすること。